

施工・維持管理業務一体発注方式（BM方式）入札実施試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県内広域水道企業団（以下、「企業団」という。）が発注する工事における、施工及び維持管理業務を一括して、同一の請負人に発注する方式（以下「施工・維持管理業務一体発注方式」という。）の入札を実施するに当たり、企業団の条件付き一般競争入札実施要領（平成22年2月1日施行）等の特例として、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 施工・維持管理業務一体発注方式を適用できる工事は、工事目的物の全部又は一部が、施工後の維持管理業務又は修繕等において、技術的な要件から、随意契約として実施せざるを得ない案件を対象とし、次のいずれかを満たすものとする。

- （1）工事目的物の施工に当たり、企業団が標準的な仕様を定めることができ、施工と維持管理業務を一体で発注することにより、他の発注方式より効率的・経済的な施工が可能と認められるもの
- （2）前号のほか、企業長が特に施工と維持管理業務を一体で発注する必要があると認めたもの

（発注予定の公表）

第3条 発注予定案件は、「工事発注見通し」において、「施工・維持管理業務一体発注方式」であることを示す。

（入札参加資格）

第4条 第1条に規定する契約に係る競争入札に参加することができる者は、公告に記載する工事に係る入札参加資格及び維持管理業務に係る入札参加資格を有するものとし、単体企業の参加のほか、特定事業共同企業体（2者）による参加を可とする。

（入札書の提出）

第5条 入札書は、公告に記載する方法にて提出するものとし、工事及び維持管理業務を合計した入札価格に併せて、それぞれの入札内訳価格を提出するものとする。

（落札候補者の決定）

第6条 条件付き一般競争入札により、工事及び維持管理業務を合計した入札価格が最低の入札をした者を落札候補者とする。ただし、工事及び維持管理業務の入札内訳価格が、それぞれの予定価格の範囲内であるものとし、工事については、最低制限価格を設定する。

（契約）

第7条 工事及び維持管理業務の入札内訳価格に基づき、請負工事契約と維持管理業務契約をそれぞれ締結する。

（協定書の締結）

第8条 契約書に定めるもののほか、施工・維持管理業務一体発注方式の契約の履行に関し必要な事項

は、別途協定書を取り交わし定めることとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、施工・維持管理業務一体発注方式の入札に関し必要な事項は、契約検査課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。